

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

## TOPIC

### 自動車保険の保険料割引制度が変わります!!

～多くの損害保険会社で平成24年10月から新制度がスタート!!～

#### ●事故があった人となかった人が同じでは不公平!

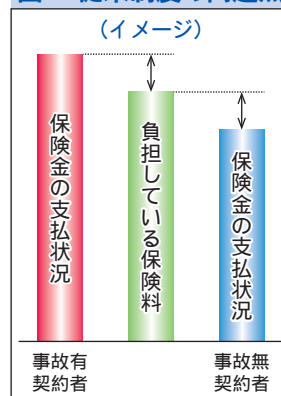
自動車保険では、事故の内容や回数に応じて決まる等級がお客さまごとに設定されていることをご存知ですか? この等級によって保険料が割引されたり、また場合によっては割増されたりします。

従来の等級制度では、前年の事故の有無にかかわらず、同じ等級の人には同じ割引率・割増率が適用されています。

しかしこの制度だと、前年に事故があった人は負担している保険料と比較して保険金の支払状況が高

く、前年事故がなかった人は負担している保険料と比較して保険金の支払状況が低くなっています。これでは、本来事故を起こした人が負担すべき保険料の一部を事故を起こさなかった人が負担することになり、不公平が生じます(図1)。

図1. 従来制度の問題点

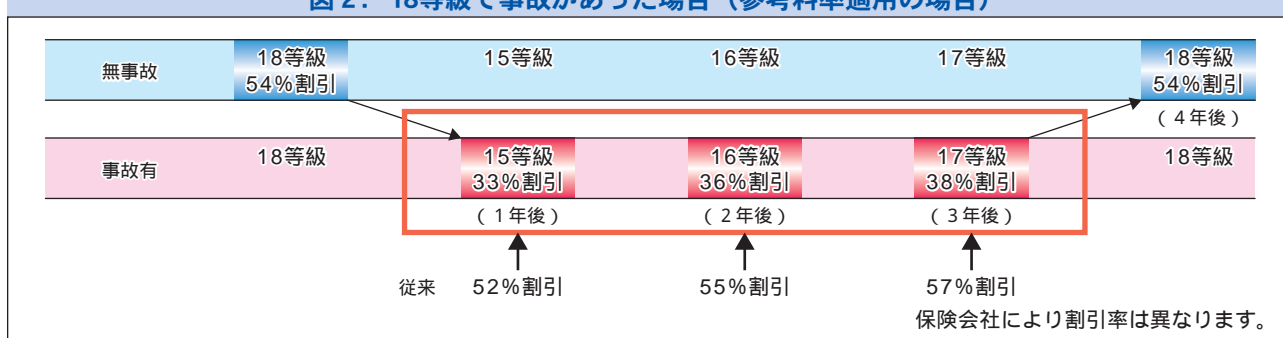


#### ●事故を起こさなかった人の割引を多く!

そこで、こうした保険料負担の不公平をなくすため制度を改定し、前年に事故を起こしている人の割引は少なくして、無事故の人には全体として割引を増やすということになりました。

例えば、18等級の人が事故にあった場合の割引は図2のようになり、事故後の3年間の保険料は、1年後「52%割引→33%割引」、2年後「55%割引→36%割引」、3年後「57%割引→38%割引」となります。

図2. 18等級で事故があった場合(参考料率適用の場合)



#### 平成25年10月以降に始まる契約に適用!

新しい制度は、多くの保険会社では平成24年10月からスタートし、原則平成25年10月以降に始まる契約に適用されます。

平成25年10月以降に始まる契約のことといっても、平成25年9月以前の事故の有無が関係してくることになるので、注意が必要です。また、保険会

社によっては、スタート時期が違っていたり、制度の導入自体をまだ検討中としている会社もあるようです。

なお、車両保険のみの事故など、次の年の等級をダウンさせない「すえおき事故」を廃止するなど他の変更点もありますので、詳しくは直接、代理店や保険会社へ問い合わせをしてみるとよいでしょう。

(日本損害保険協会HP、損害保険料率算出機構HPを参照)